# 情報・システム研究機構教育研究評議会規則

（平成１６年４月１日
制　　定）

最近改正 令和５年　９月２７日

（趣旨）

第１条　この規則は，大学共同利用機関法人情報・システム研究機構組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第２１条第３項の規定に基づき，大学共同利用機関法人情報・システム研究機構教育研究評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（組織）

第２条　評議会は，評議員２６人以内とし，次の各号に掲げる者をもって組織する。

一　機構長

二　機構長が指名した理事　４人以内

三　大学共同利用機関等の長　５人以内

四　機構長が指名した職員　８人以内

五　その他機構長が指名した機構外の有識者　８人以内

（任期）

第３条　前条第１項第４号及び第５号の評議員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，機構長の任期の末日を超えることはできないものとする。

２　評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は，前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第４条　機構長は，議長として評議会の会務を総理する。

２　教育研究評議会に副議長を置き，議長が指名する。

３　副議長は，議長を補佐し，議長に事故があるときはその職務を代理し，議長が欠けたときは，その職務を行う。

（招集）

第５条　評議会は，議長が主宰し，これを招集する。

（議事）

第６条　評議会は，組織運営規則第２１条第２項に定める事項について審議する。

２　評議会は，評議員の過半数の出席がなければ，議事を開き，議決することができない。

３　評議会の議事は，別に定める場合を除き出席した評議員の３分の２以上をもって決する。

（職員等の出席）

第７条　機構長は，必要に応じ職員を出席させ，説明又は報告を求めることができる。

（庶務）

第８条　評議会の庶務は，本部事務部総務課において処理する。

（運営の細目）

第９条　この規則に定めるもののほか，評議会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

（規則の改正）

第１０条　この規則の改正は，評議会の議を経て機構長が行う。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成１８年６月３０日から施行する。

附　則

この規則は，平成２９年２月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和５年１０月１日から施行する。